

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：ランゲート（株）
住所：京都府京都市下京区立売東町 2 8－2 番地

2. 指名停止措置期間 自 令和 7 年 7 月 28 日 1 ヶ月
 至 令和 7 年 8 月 27 日

3. 事実概要
ランゲート（株）の元社長及び元役員は、令和 4 年 4 月、厚生労働省から同社が令和 3 年度に受託した「就業環境整備・改善支援事業」の費用を水増しして同省に報告し、概算払いで事前に受け取った委託費 3 億 6 3 0 0 万円のうち、返金すべき余剰金約 4 1 6 0 万円を詐取した疑いがあるとし、令和 7 年 6 月 1 1 日、詐欺容疑で警視庁に逮捕された。

4. 指名停止措置理由
上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 5 9 年 3 月 2 9 日付け建設省厚第 9 1 号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第 2 第 15 号に該当する。

＜指名停止措置要領別表第 2 第 15 号＞

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

○問い合わせ先
国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 山岸 宏司
茨城県つくば市旭 1 番地 電話 0 2 9－8 6 4－0 5 6 4